

東日本大震災により被害を受けられた方へのお知らせ（税金関係）

1 国税について

国税庁では、被災された方に対して、震災特例法に基づく特例措置等について、適時・適切な周知、相談対応を行っています。

(1) 周知・広報

震災特例法等に関する適時・適切な周知・広報を行うため、国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp/>) やパンフレットなどの各種広報媒体を活用していますのでご利用ください。

(2) 相談窓口

納税地を所轄する税務署管轄外へ避難されている方に対しては、最寄りの税務署でも対応しています。

【紋別税務署 〒094-0013 紋別市南が丘町 2 丁目 1-44 Tel 0158-23-2191】

(3) 申告や納付等の期限延長

青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県の納税者の方につきましては、国税に関する申告・納付等の期限が延長されています。

この他の地域に納税地のある方につきましても、交通途絶等により申告・納付等が困難な方につきましては、期限延長が認められますので、状況が落ち着いた後、最寄りの税務署にご相談ください。

(4) 還付金の支払

すでに申告を行っている還付金の支払時期等の確認をされる場合は、最寄りの税務署へお問い合わせください。

(5) 納税証明書の交付

最寄りの税務署でも納税証明書の交付申請を受け付けていますのでご相談ください。

2 市税について

地方税法及び紋別市税条例の一部改正が行われ、東日本大震災に係る住民税の課税の特例措置が講じられました。

(1) 東日本大震災に係る住民税の雑損控除の特例について

東日本大震災による住宅や家財等に係る損失の雑損控除について、納税義務者の選択により、平成 23 年度の住民税に適用することが可能となりました。

(2) 住宅ローン特別税額控除の特例について

住宅ローン特別税額控除の適用を受けていた住宅が、東日本大震災により居住することができなくなった場合でも、控除対象期間の残りの期間について、引き続き税額控除を適用することが可能となりました。

紋別市では、上記の住民税の課税の特例措置やその他の税金の手続方法など、個別に相談に応じますので、お問い合わせください。

【お問い合わせ：紋別市 総務部 税務課 市民税係 0158-24-2111 内線 238・393】